

豊明市教育委員会 会議録
「臨時会 平成26年10月」

平成26年10月1日（火）午前9時30分豊明市教育委員会10月臨時会は、豊明市役所東館3階教育委員会室に招集された。

1 応召委員は、次のとおりである。

委員 長	：	兼子 幸夫	委員	：	青山 佳代
委員	：	山下 徳治	委員	：	久留島 夕紀
教育 長	：	市野 光信			

2 不応召委員は、次のとおりである。
なし

3 出席委員は、次のとおりである。

委員 長	：	兼子 幸夫	委員	：	青山 佳代
委員	：	山下 徳治	委員	：	久留島 夕紀
教育 長	：	市野 光信			

4 会議事件説明のため出席を求めたものは、次のとおりである。

教育部 長	：	加藤 賢司	学校教育課 長	：	下 廣 信 秀
生涯学習課 長	：	樋口 進			

5 欠席委員は次のとおりである
なし

6 本会の事務に従事したものは、次のとおりである。

学校教育課長補佐 濱島 英生、学校教育課専門員 加納 真由美

本会事件は、次のとおりである。

議題

- (1) 教育委員会委員長職務代理者の選挙について
- (2) 豊明市大学等入学支援金給付規則の一部を改正する規則(案)について

開会宣言 午前9時30分、10月臨時教育委員会の開催を宣言。

委員長 9月24日に、中央小学校で行われたタブレットを使用した授業を拝見しました。ICT機器を利用した教育は文部科学省の方針でもあり、タブレットの使用も徐々に普及しているようです。海外においてはすでに定着している国もあるようです。報道によると韓国では導入したものの効果が上がらず、かえって多くの問題が起きているということです。今回は実際にタブレットなどのICT機器を利用した授業を実施し、その効果と問題点を検証するというものでした。9月26日は、中学校の体育大会に出席しました。生徒が各種目に活躍する姿に若さあふれるエネルギーを感じました。また、9月27日には小学校の運動会を拝見させていただきました。中学校の体育大会とは異なり、地域社会と一体となった秋のお祭りのひとつという思いが

しました。これも大変良いことだと考えています。私からは以上です。次に教育長報告をお願いします。

教育長 本日任命された新しい教育委員、久留島夕紀さんです。皆さんどうぞよろしくお願いします。

大学入学支援金給付規則の一部改正を本日の議案としています。後ほど事務局から説明を致しますので、ご意見等を積極的にお願ひしたいと思います。また、10月は市内の全小中学校訪問、県外での研修やその他多くの事柄があります、みなさんよろしくお願いします。

委員長 委員長報告、教育長報告についてのご意見等がありましたらお願いします。

委員 中央小学校でのタブレット授業を拝見させていただきました。先生方の意見をお聞きすると導入に積極的な方と、消極的な方がおみえになるようです。私個人の意見としてはタブレット導入により、教員の授業用の資料作りにかかる時間を減らすことが出来るのではないかと思います。ただ、そのためには使いやすいソフトを充実させる必要があると思います。導入しても使えないという事がないようにしていただきたい。しかしながら、多額の経費がかかるので市の予算だけで導入するのはなかなか難しいかと思ひます。また、使用する児童も機器の操作の上手下手により授業の理解度に差がつくことも考えられることから、出来れば一人1台の導入が望ましいと思ひます。

委員 校長先生が代わると運動会も変わるんだなと思ひました。小学生も学年が上がるにつれ動作も敏速になり、全員の動きもそろってくる訳ですが、子どもだけでなく指令台上の先生の動きも、子ども以上に力が入っていてとても楽しい時間でした。

教育長 学校のカラーというか、どんなところが変わったか教えてください。

委員 今まで運動会といえば、白の体操服というイメージがありました。今年の豊明小学校は先生方がそろいのポロシャツを誂え、しかも地域の無形文化財の梯子獅子のイラストをあしらったものでした。地域と一体となった学校づくりを今まで以上に意識しているように感じました。

委員長 他よろしいですか。(よし)では、委員長報告及び教育長報告を承認とします。ここで、新教育委員の久留島さんのご挨拶をいただきたいと思ひます。(挨拶を行う。)

議事の経過

委員長 議題(1)「教育委員会委員長職務代理者の選挙について」説明をお願いします。

学校教育課長 (選出方法及び任期について説明を行う。)

委員長 それではただいまより投票をお願いします。(各委員投票を行う。)

学校教育課長 (青山委員4票、山下委員1票の投票結果を発表。)

委員長 それでは、新たに職務代理者に選出された青山委員の挨拶をお願いします。(青山職務代理者挨拶を行う。)

委員長 次に議題(2)「豊明市大学等入学支援金給付規則の一部を改正する規則(案)について」説明をお願いします。

教育部長 改正案の説明の前に、本日提案させていただいた議案について、これまでの経緯を説明させていただきます。(9月定例会月議会提出までの経緯及び議会での審議について説明を行う。)

学校教育課長 (資料第1号に沿って説明を行う。)

委員長 何かご質問はありますか。

委員 インターンシップの実施を行政機関だけでなく、民間企業へもお願いするということですが、受け入れ先のめどは立っていますか。

学校教育課長 個別の企業へのお願いはしていません。現在は実施可能な企業の有無を調査している段階です。

委員 実施時に受け入れ先がないという事態だけは無いようお願いします。返還事由のやむを得ない事情とは、具体的にはどんなことを想定していますか。

学校教育課長 本人の死亡、病気以外は自己都合として返還を求める予定です。

委員 親の死亡、病気による退学あるいはキャリアアップのための留学なども考えられます。その場合も返還を求めると困るのではないですか。あまりに冷たい対応ではないか。

学校教育課長 返還事由については、今後さらに検討します。

委員 申し込み時に提出する作文のテーマは何ですか。

学校教育課長 選考委員会で決めることになっているので、現時点では未定となっています。

委員 複数校受験の場合に、実際の入学した学校以外に支援金を支払いに当てた場合はどうなりますか。

教育部長 実際に入学した学校の入学金を限度額としていますので、支援金についての過不足額の精算を行っていただきます。

委員 返還する必要が生じた場合には、一括返還ではなく分割によることも考慮しておいてください。

委員 海外留学の場合は、休学として渡航することもあると思いますが、この場合も返還を求めるのですか。

教育部長 退学をした場合ですので、休学は返還を求める事由には該当しません。

委員 インターシップのメニューは学生のキャリアに該当するものを用意できますか。

学校教育課長 現在のインターンシップ制度は、必ずしも学生のキャリアに関連するものでなくても良いと伺っています。興味のあるものを選択していただく予定です。

委員 前もってインターンシップのメニューを用意しておくともよいかもかもしれませんね。

委員 前回は説明いただいたかもしれませんが、奨学生を12名とした理由を教えてください。

学校教育課長 新規事業でもありますので、まずは中学生の海外派遣事業並みの事業費として12名の奨学生としました。

委員長 憲法では「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定められています。また、教育基本法にも「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。」と規定されています。これらから大学等入学支援給付は必要な施策と考えます。また、この制度の対象に来春の大学進学予定者を含めることも重要です。事務局案による奨学生が12名では少ないのではという意見があるかもしれないが、より有能な者を選ぶということも必要です。改正規則（案）に賛成の委員は挙手をお願いします。全員賛成により承認とします。では、次回教育委員会の日程についてお願いします。

学校教育課長 （10月14日（火）午後2時30分から10月定例教育委員会、11月18日（火）午後2時30分から11月定例教育委員会を開催する旨の確認をお願いします。）

委員長 では、10月定例教育委員会の日程については9月定例教育委員会で決定したとおり、10月14日（火）午後2時30分から、11月定例教育委員会の日程については11月18日（火）午後2時30分からとします。その他に何かございますか。（なし）

委員長 閉会宣言 午前10時55分、臨時教育委員会の閉会を宣言。